

声明 原発ゼロ・再生可能エネルギーによる全電力供給へ速やかな政策転換を求めます

2011年3月11日の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所（以下「福島原発」）の重大事故からはや9年を経過し、汚染の実態、地元住民の健康被害も含めた被曝と被害の甚大さがいよいよ明白になってきました。また、政府は昨年12月27日、福島原発の廃炉工程表を2年ぶり5回目となる改定をし、炉心溶融により生じたデブリの取り出しどころか、比較的容易な使用済み燃料プールに残る核燃料の取り出しを5年程度遅らせざるを得ないこととなりました（注1）。またそれを受けて東京電力が発表した（今年1月30日付）「廃炉・汚染水対策の概要」（注2）を読めば、廃炉までの行程がいかに長く困難であるかよくわかります。私たちは化学を学んだものとして、2012年以来毎年3月11日を期して、原発事故の危険性の周知と減災のための原子力災害ハザードマップ作成を求めてきました。また、脱原発と再生可能エネルギー推進を求める声明を発し続けてきました（注3）。しかし、政府と電力業界は、原発再稼働を押し進め、原子力規制委員会が「新規制基準」に適合と判断した原発は2019年8月末日現在で9原発16基、そのうち4基はすでに運転開始から41年から45年も経過し老朽化しています（注4）。また再稼働した原発は、関西電力大飯・高浜、四国電力伊方、九州電力玄海・川内の5原発9基に上っています。そのうち4基は運転開始から35年以上経過しています。私たちは、国の地震調査委員会が南海トラフ沿いの地震の発生確率および確率論的津波評価を1月24日に更新した内容（注5）に注目しています。さらに木村俊雄氏が2013年専門誌に発表した「福島原発は地震動により津波到達以前に危機的状況に陥っていた」という論文（注6、7）が一般誌の記事として表面化し（注8）。「新規制基準」がその前提から崩れていることにも注目しています。地震・噴火等の自然災害が多い日本では、運転中・運転停止中に関わらず原発は危険な存在であり、国民の安全・安心を確保するため、現在稼働している原発を直ちに停止するよう求めここに声明を発表します。

1. 私たちは、改めて、原子力災害ハザードマップを作成し、避難指示範囲を適正に設定することを求めます

私たちは2017年の有志声明6（注3）のなかで、福島原発事故により、広範囲の国土が汚染され、除染作業により取り除かれた表土や草木等の汚染廃棄物がフレコンバッグに詰められ野積されていることを指摘しました。しかし、環境省によれば2019年9月30日（環境省直轄除染地域では2019年11月30日）時点で「仮置き場等」は1332か所、そのうち搬出完了したものは46%にとどまっています（注9）。改めて早急に安全な隔離・貯蔵に移行することを求めます。

有志声明6および8（注3）では、甲状腺被曝に関する福島県県民健康調査に言及しました。その結果は事故による被曝が福島県で深刻であることを示しています。引き続き調査を実施し、被曝の真相を明らかにし、歴史に残すことが、重大原発事故を起こした国の責任と考えます。

私たちはこのように過酷な被害を生じさせる原発事故に備えて、地域住民に判りやすい形のハザードマップ（予想汚染マップ）として公表すること、またそれに基づいて避難指示範囲と避難方法・被曝検査方法を科学的に見直すよう求めます。現在運転を停止している原発にも大量の核燃料（使用済を含む）が保管されていることを考えあわせ、ハザードマップや適正な避難準備計画を、現存するすべての原発について策定することを求めます。

2. トリチウム汚染水の環境中への安易な放出に反対します

1月31日に開かれた経済産業省の第17回「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」では、現在のわが国の基準（6万Bq/L）を下回る形で海に放出する方法と蒸発させて大気中に放出する方法が現実的な選択肢と了承したと報道されています（注10、11）。一昨年の公聴会資料（注12）によれば汚染水の状況は、タンク貯蔵量：約105万m³、トリチウム濃度：約100万Bq/L（1MBq/L）、トリチウム量：約1000兆Bq（1PBq）、汚染水の追加発生：約5～8万m³/年です。詳細は昨年の声明8（注3）を参照ください。福島原発の敷地内にはこれを収容するタンクが林立し、新たなタンクの建設用地の確保も限界に達しています。トリチウムの安全性について今なお議

論があり、世界的にも各国で規制値が二桁以上大きくばらついている現状では(注13)海洋への放出や大気中への放出には同意できません。当面は福島第一発電所の空き地を利用して、原油備蓄で実績のある10万kL級の大型タンクの新設(注14)、あるいは米国核施設で進められているモルタル固化など(注14、15)、より安全で確実な貯蔵法・処分法への移行を検討することを求めます。また6万Bq/Lという放出基準の安全性について、科学的検討を加えることを求めます。

3. 再生可能エネルギーによる電力供給へ政策転換を求めます

福島原発事故後いち早く脱原発にかじを切り、2022年原発ゼロを目指すドイツでは、再生可能エネルギー（太陽光や風力、水力、バイオマス）の比率が昨年46%に達し化石燃料（40%）を上回りました(注16)。昨年の声明8(注3)で指摘したように、原子力発電は危険なばかりでなく経済的にも成立しないことが明らかになってきました。また、原発建設と運用のために国が立地自治体および電力会社へ支出している高額な補助金が、自治体の公正な運営を脅かしている現状が、福井県高浜町の関電マネー還流疑惑として表面化しています。一方、地球温暖化が危機の段階から現実的な脅威となってきました。温暖化を加速する炭酸ガスの排出を削減する国際的要求はますます強まっています。にもかかわらず政府は危険な原子力と炭酸ガス排出量が大い石炭火力に依存するエネルギー基本計画に固執しています。私たちは、この基本計画を見直し、再生可能エネルギーを中心とする社会建設へ早急な政策転換を強く求めます。それが我が国の産業構造に大きな進化をもたらし、国際的競争力の強化につながることも明らかです。

4. 私たちは原発の再稼働に反対し、稼働中のすべての原発の停止を求めます

これまでの声明(注3)で一貫して主張してきたように、日本は地震・噴火等の自然災害が多く、また国土も狭い等、放射性物質汚染に弱く、原発を運用するには世界一危険な地理的条件下にあります。「新規制基準」の前提となる福島原発事故の調査内容に疑問が持たれている今、「新規制基準に合格」という評価のみを根拠に再稼働を進めることには同意できません。福島原発事故では、広い地域が放射性物質で汚染され、甲状腺の病変が議論され、未だに廃炉や放射性廃棄物の最終処分の技術的・資金的見通しが立たない状況にあります。上記の1節2節で述べたように、原発事故が極めて厳しい影響をもたらすことは明白です。私たちは、原発再稼働に反対し、再稼働されている原発を直ちに停止するよう求めます。

2020年3月11日 昭和43年東京大学理学部化学科卒業生有志

有志氏名（順不同）：吉田 隆、山村剛士、山田耕一、坂内悦子、高井 誠、添田瑞夫、
桜木雅子、栗原春樹、尾島 巖、大石茂郎、今成啓子

- (注1) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53951560X21C19A2EA1000/>（日本経済新聞）
- (注2) http://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2020/d200130_05-j.pdf（東京電力）
- (注3) <http://www.asahi-net.or.jp/~jm6k-ysd/jiji.html>
- (注4) <http://www.ene100.jp/www/wp-content/uploads/zumen/4-1-3.pdf>（資源エネ庁）
- (注5) <https://www.jishin.go.jp/update/>
- (注6) 木村俊雄「科学」Vol. 83, No.11, 1223- 1230 (2013)
- (注7) 2012年6月28日国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）報告書も地震動による1号機の破損の可能性を強く指摘している（報告書30-3 1 頁）。http://www.mhmjapan.com/content/files/00001736/naic_honpen2_0.pdf
- (注8) 「文藝春秋」編集部／文藝春秋 2019年9月号
- (注9) http://josen.env.go.jp/plaza/info/data/pdf/data_2001_02.pdf（環境省）
- (注10) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14349024.html>（朝日新聞）
- (注11) https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/takakusyu/017_haifu.html（経産省）
- (注12) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/287006.pdf>（福島県）
- (注13) <http://nuclearsafety.gc.ca/eng/resources/health/tritium/tritium-in-drinking-water.cfm> カナダ原子力安全委員会によれば、飲料水の規制値は、WHO は1万 Bq/L、カナダは7千 Bq/L（オンタリオ州の勧告は20 Bq/L）、アメリカ合衆国は740 Bq/L、EU は100 Bq/L。わが国では飲料水の基準は存在せず、放出水の規制値6万Bq/Lが援用されている。
- (注14) http://www.ccnejapan.com/documents/2019/20191003_CCNE_kawai.pdf 原子力市民委員会・原子力規制部会／川井康郎「トリチウム等汚染水取り扱いの選択肢」（2019年10月3日記者ブリーフィング資料）
- (注15) [https://cab.srs.gov/library/meetings/2019/wm/5-SP-Rev-21-to-CAB-5-14-19-\(001\).pdf](https://cab.srs.gov/library/meetings/2019/wm/5-SP-Rev-21-to-CAB-5-14-19-(001).pdf) Liquid Waste System Plan Revision 21, May 14, 2019
- (注16) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54032220U0A100C2000000/>（日本経済新聞）